

諮問日：平成30年11月13日（平成30年度（最情）諮問第57号）

答申日：平成31年4月19日（平成31年度（最情）答申第6号）

件名：司法修習生の採用選考に関する文書の不開示判断（不存在等）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、別紙記載1の文書については、作成し、又は取得していないとして不開示とし、別紙記載2及び3の文書については、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年10月17日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 別紙記載1の文書について、本当に存在しないか不明である。70期以前の司法修習予定者について作成した文書が存在する場合には、対象文書として開示すべきである。
- 2 別紙記載2及び3の文書について、その存否を答えただけで行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条に規定する不開示情報を開示したことにはならない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 別紙記載1の文書については、第71期司法修習生採用選考手続（申出時点において直近のもの）において、最高裁判所での健康診断を実施しておらず、対象となる文書は作成し、又は取得していない。

2 別紙記載 2 及び 3 の文書については、修習に耐えられる健康状態ではないという理由で不採用となった者又は採用申込に当たって虚偽の申告をしたという理由で採用内定が取り消された者（以下「不採用者等」という。）に関する文書の存否を明らかにすると、仮に不採用者等が存在する場合であっても少数であるから、不採用者等を知る特定人からは、当該不採用者等の不採用又は採用内定取消しの理由が明らかとなり、それをもって個人の権利利益を害するおそれがある。不採用者等を知る特定人以外の者であっても、不採用又は採用内定取消しの理由と司法試験合格者に関する情報とを照合するなどして、不採用者等が特定されるおそれがある。

そして、不採用者等が特定された結果、いかなる場合に修習に耐えられる健康状態ではないと判断されるか、されないか、虚偽の申告をしたと判断されるか、されないかについて明らかとなるおそれがある。

したがって、別紙記載 2 及び 3 の文書の存否を答えるだけで、不採用者等の個人識別情報や権利利益を害する情報（法 5 条 1 号）に加えて、今後の司法修習生採用選考に関する事務に支障が生じるおそれのある情報（同条 6 号）を開示することになるから、その存否を回答することはできない。

第 5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成 30 年 1 月 13 日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月 22 日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 平成 31 年 2 月 22 日 審議
- ⑤ 同年 3 月 15 日 審議

第 6 委員会の判断の理由

1 別紙記載 1 の文書について、最高裁判所事務総長は、申出時点において直近に実施された第 71 期司法修習生採用選考手続において、最高裁判所での健康

診断を実施していないから、作成し、又は取得していないと説明しており、このような説明の内容が不合理とはいえない。苦情申出人は、第70期以前の司法修習生採用選考手続について作成された文書が存在する場合には、対象文書として開示すべきであると主張するが、本件の開示申出の内容に照らして採用することができない。そのほか、最高裁判所において別紙記載1の文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において別紙記載1の文書を保有していないと認められる。

- 2 別紙記載2及び3の文書について、最高裁判所事務総長は、不採用者等に関する文書の存否を明らかにすると、仮に不採用者等が存在する場合であっても少数であるから、不採用者等を知る特定人からは、当該不採用者等の不採用又は採用内定取消しの理由が明らかとなり、それをもって個人の権利利益を害すおそれがあるなどと説明する。このような説明の内容を踏まえて検討すれば、不採用者等が存在する場合には、当該不採用者等に関して入手可能な他の情報と併せることにより、当該不採用者等が特定されて、不採用又は採用内定取消しの理由が明らかとなるおそれがあると認められ、この情報は、法5条1号に規定する不開示情報に相当する。

したがって、別紙記載2及び3の文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

- 3 以上のとおりであるから、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条1号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人

別紙

司法修習生の採用選考に関する以下の文書

- 1 精密検査が必要と判定された結果，最高裁判所での健康診断を実施した際に作成した文書（直近のもの）
- 2 採用選考申込者のうち，修習に耐えられる健康状態ではないという理由で不採用にした際に作成した文書（直近のもの）
- 3 採用申込みに当たって虚偽の申告をしたという理由で採用内定を取り消した際に作成した文書（直近のもの）